

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報（以下「この契約による個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、津山市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(収集の制限)

第2条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止及び秘密の保持)

第3条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第4条 受託者は、この契約による個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による個人情報の適正な管理を実施するための責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

3 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う場所及び当該個人情報を取り扱う情報システムを管理する場所（以下「取扱場所等」という。）において、入退室の規制、防災及び防犯の対策その他必要な安全対策を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5条 受託者は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定し、この契約による個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第6条 受託者は、管理責任者及び従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容、民事上の責任その他の個人情報の取扱いについて必要な事項に関する教育を実施しなければならない。

(複写等の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による個人情報を、取扱場所等

以外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第9条 受託者は、この契約による個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、委託者の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定によりこの契約による事務を第三者に委託（請負その他これに類するものを含む。以下「再委託」という。）し、この契約による個人情報を当該第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、当該個人情報を委託者、受託者及び再受託者以外のものに取り扱わせてはならない。

3 受託者は、再委託する場合においては、受託者と再受託者との契約（以下「再委託契約」という。）において、この特記事項の規定を遵守するために必要な事項その他委託者が指示する事項について定めなければならない。

4 受託者は、再委託契約に基づいて再受託者が行う行為について、委託者に対する一切の責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対しこの契約による個人情報の管理状況及びこの契約の履行状況について報告を求め、及び検査（取扱場所等への立入検査を含む。）をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12条 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従い、被害の拡大の防止、事実関係の調査、原因の究明その他必要な措置を講じるものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 委託者は、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由によって、この契約による個人情報についての漏えい、滅失、改ざん及び毀損があったとき及び受託者又は再受託者がこの特記事項に違反し、この契約の目的を達成することができないと認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 委託者は津山市を、受託者は（受託者名）をいう。

2 個人情報を取り扱う事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。